



令和7年度 市民税・県民税 申告の手引

岩沼市市民経済部市民・税務課



岩沼係長

令和7年度市民税・県民税の申告（令和6年分所得税の確定申告）を行う時期となりました。所得の申告は、市民税・県民税、森林環境税（国税）、国民健康保険税や介護保険料等の賦課資料となりますので、申告が必要な方は必ず申告をしてください。申告がない場合、各種税証明の発行ができなくなるほか、児童手当等の受給や国民年金保険料の免除、国民健康保険税の軽減が受けられない等の影響が出る可能性がありますので御注意ください。

■季節性インフルエンザ等の各種感染症に備えた対応として
発熱、咳などの症状があるときは来庁を見合わせてください／
検温、マスク着用、手指消毒、手洗いなどをお願いします／待
合スペースでは、可能な範囲で隣の方と距離を空けてください。

■申告会場内での感染対策

定期的な換気／カウンターや椅子等の共用物の消毒／職員の
マスク着用／アクリル板等の設置

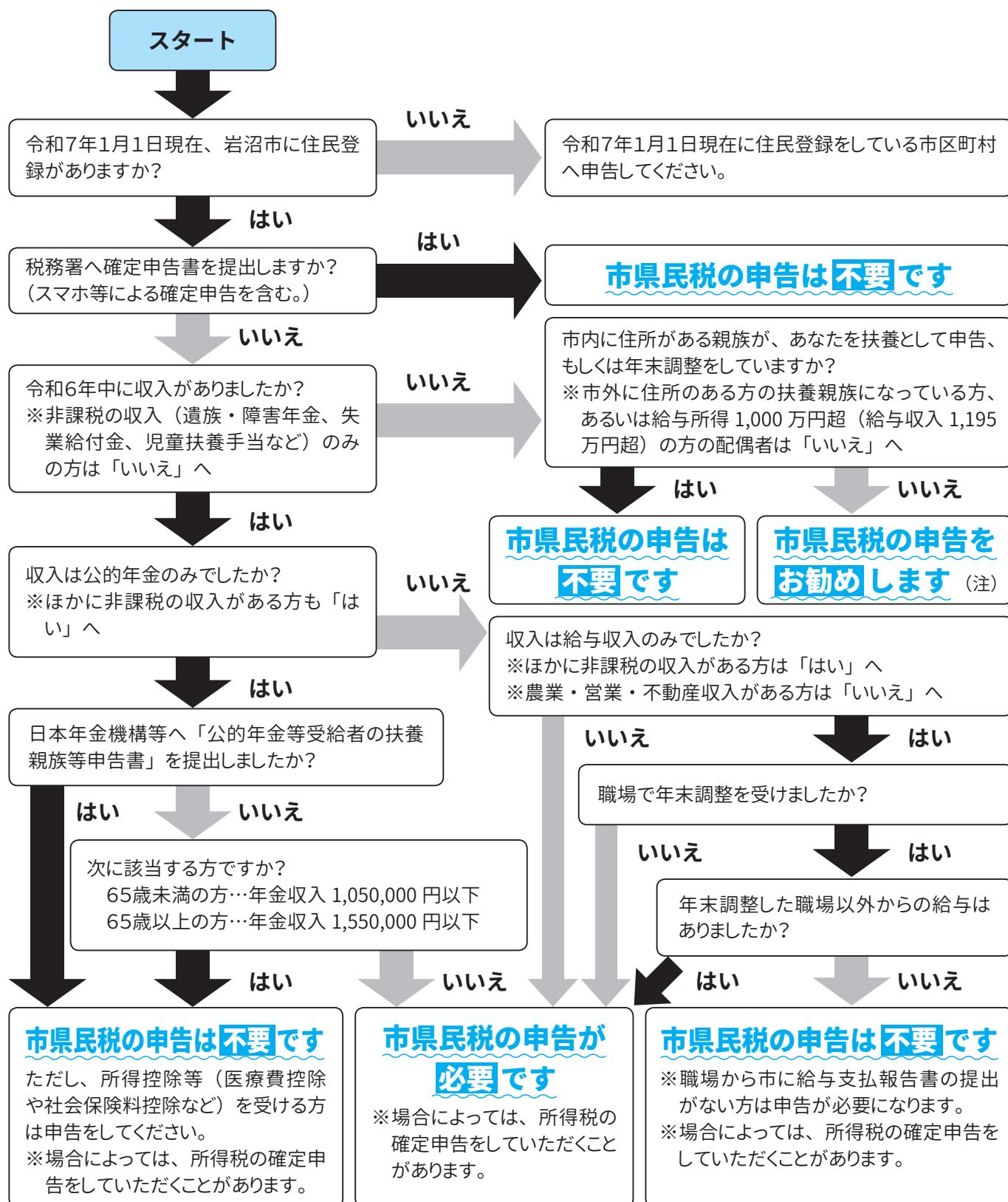
※申告当日、受付予定時間を記載した入場整理券を配付し、
会場内の混雑緩和を図ります。なお、入場整理券の配布状
況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、
皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

■申告の受付は次の2か所で行います。（※市民税・県民税の申告は市役所会場で行います。）

申 告 会 場	申 告 内 容
○アズテックミュージアム ・住所：仙台市太白区中田町字杉ノ下 18 ・期間：2月17日(月)～3月17日(月) ・受付時間：9：00～16：00 ※土日祝日を除きますが、3月2日(日)に限り開設します。 ●自宅等からスマホで確定申告！ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コー ナー」をご利用いただき、ご自宅などからスマ ホ等でも確定申告することができます。  ↑確定申告書等作成 コーナーはこちら	①住宅借入金等特別控除を初めて申告する方 ②所得税の青色申告をされている方 ③既に雑損控除の申告をした方で、新たに住宅の修繕などの 支出が発生し、雑損控除を追加で申告する方 ④株、先物取引や土地等の売却などの譲渡所得がある方 ⑤公共事業に伴い不動産を売却した方のうち、特別控除額を 上回る予定の方、居住用財産を売却した場合の特例や居住 用財産の買換えの特例等を適用する予定の方 ⑥配当所得があり、特別分配金や外国税額控除を申告する方 ⑦その他の雑所得として暗号資産取引による所得を申告する方
○市役所会場(以下の日程表参照) ・場所：市役所6階第一会議室 ・期間：2月14日(金)～3月17日(月)※土日祝日除く ・受付時間：8：30～16：00 ※開場は8：30となりますので8：30以降にお越しください。	⑧公共事業に伴い不動産を売却した方のうち、特別控除額を 下回る予定の方 ⑨上記①～⑦以外の方や市民税・県民税の申告は、市役所で 受付することができます。 ※申告内容によっては、アズテックミュージアムへ御案内する 場合もあります。

月	火	水	木	金
	※混雑を避けるために地区ごとに相談日を指定しています が、都合が悪い場合は他の相談日にお越しください。			2/14 たけくま第一西・東 たけくま第二西・東 たけくま第三
2/17 柴町北・中央・南・東	2/18 根方北・南 三色吉北・中・南	2/19 千貫団地 松ヶ丘第一・第二	2/20 原 朝日西 朝日東第一・第二	2/21 小川上・下 志賀上・中・下 長岡上・下、玉崎上・下 北長谷北・南
2/24 祝日	2/25 土ヶ崎第一北・南 土ヶ崎第二 土ヶ崎第三北・南	2/26 稲荷町 館下第一・第二 藤浪西・東	2/27 吹上第一西・東 吹上第二・第三	2/28 桑原第一・第二・第三 桑原西
3/3 平等団地 本町第一・第二 阿武隈団地	3/4 桜第一南・西・東 桜第二	3/5 桜第三・第四・第五	3/6 相の原団地 末広、大手町 梶橋、阿武隈	3/7 中央一丁目第一・第二・ 第三、中央二丁目 中央三丁目第一・第二、 中央四丁目第一・第二・第三
3/10 相の原 相の原第二・第三 二木第一・第二	3/11 林一・二 里の杜北・南	3/12 早股上・中 早股下・下二 下野郷上・下、押分団地	3/13 玉浦西一丁目・二丁目 玉浦西三丁目西・東 玉浦西四丁目 矢野目上・中・下・下二	3/14 押分、恵み野西・東 相野釜、二野倉 長谷釜、寺島 蒲崎北・南、新浜
3/17 予備日				

あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？



（注）税証明の交付、国民健康保険税・介護保険料等の決定などのために、申告が必要となることがあります。令和6年中に所得がなかった方も申告書の提出をお勧めします。

また、給与の合計所得金額が 1,000 万円超（給与収入 1,195 万円超）の方の配偶者で、かつ前年中の収入がない方は申告が必要な場合があります。

※特定配当等及び特定株式等譲渡所得については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされていましたが、令和6年度の個人住民税から課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。

◎申告の際に必要なもの

◇市民税・県民税の申告書

◇マイナンバーカードをお持ちの方 ①マイナンバーカード（個人番号カード）

◇マイナンバーカードをお持ちでない方 ①顔写真付き身分証明書 ②番号確認書類（通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しや住民票記載事項証明書）

◇所得の種類に応じて必要なもの（以下1～5のとおり）



1 給与、公的年金等所得者

○源泉徴収票

※源泉徴収票が複数ある方については、全ての源泉徴収票がそろわないと還付申告が受けられませんので、事前に必ず準備してください。

2 営業等所得者、不動産所得者、農業所得者（自家消費のみの方も含む。）

○令和6年中の収入と支出が分かるもの（帳簿、領収書など。農業所得者の方は米、野菜等の令和6年産の清算書、入庫伝票など）

○年内に事業用車両や備品等を購入した場合は、その買取証明書や領収書など

※給付金・助成金・補填金・補助金を受け取った方は申告が必要な場合があります。

3 公共事業に伴う国、県や市町村等による土地等の収用等があった方

(1) 公共事業用資産の収用の場合

○公共事業用資産の買取り等の申出証明書 ○公共事業用資産の買取り等の証明書 ○収用等の証明書

(2) 地方公共団体等による土地等の買取りの場合（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の5第2項又は第18条の9第2項に該当する場合）

4 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した方

○農用地利用集積計画（所有権移転） ○譲渡所得（所得）の特別控除に係る土地等についての証明

5 その他の所得がある方

○シルバー人材センターの配分金が分かるもの

○その他の所得がある場合は、その支払いが分かるもの

確定申告について

I 確定申告をしなければならない主な場合

◎利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得（年金等）のある方は、これらの所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超える場合

◎給与所得者で以下に該当する場合

1 給与の収入金額が2,000万円を超える場合

2 1か所から給与を受けている方で給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合

3 2か所以上から給与を受けている方で主たる給与の支払者以外の者から受ける給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合

※年末調整を行っている方は、確定申告をする必要はありません。

II 確定申告をすることができる主な場合

◎税金の還付を受けるための確定申告

1 給与所得者で医療費控除や寄附金控除などを受ける場合

2 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった場合

3 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（給与所得者で年末調整により住宅借入金等特別控除を受けた場合を除く。）

■所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害等による出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

項 目	控 除 額																				
雑損控除	災害などにより本人又は同一生計の親族が所有する資産に損失を受けた場合、次のいずれか多い額 ①(損失額－保険等により補填された額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連(※)の支出額－5万円 ※ 災害などにより住宅家財等が滅失・損壊した場合の取り壊しや原状回復のための支出など																				
医療費控除	・医療費控除：(支払った医療費－保険等により補填された額)－{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか少ない額}(控除限度額200万円) ・セルフメディケーション税制：対象医薬品の購入金額－保険等により補填された額－12,000円(控除限度額88,000円)																				
社会保険料控除	支払った額																				
小規模企業共済等掛金控除	支払った額																				
生命保険料控除 (保険会社などから発行される控除証明書が必要です。)	(1) 支払った保険料が平成23年12月31日までに締結した旧契約の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の払込保険料</th><th>控 除 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下</td><td>払込保険料の全額</td></tr> <tr> <td>15,000 円超 40,000 円以下</td><td>払込保険料× 1/2 + 7,500 円</td></tr> <tr> <td>40,000 円超 70,000 円以下</td><td>払込保険料× 1/4 + 17,500 円</td></tr> <tr> <td>70,000 円超</td><td>一律 35,000 円</td></tr> </tbody> </table> (2) 支払った保険料が平成24年1月1日以後に締結した新契約の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の払込保険料</th><th>控 除 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td><td>払込保険料の全額</td></tr> <tr> <td>12,000 円超 32,000 円以下</td><td>払込保険料× 1/2 + 6,000 円</td></tr> <tr> <td>32,000 円超 56,000 円以下</td><td>払込保険料× 1/4 + 14,000 円</td></tr> <tr> <td>56,000 円超</td><td>一律 28,000 円</td></tr> </tbody> </table> 【旧契約と新契約の両方を有する場合】 それぞれ計算した金額の合計額(28,000円が限度)、又は旧契約のみで計算した金額(35,000円が限度)のいずれか多い額になります。 ※生命保険料(旧契約、新契約)、個人年金保険料(旧契約、新契約)、介護医療保険料(新契約)について、それぞれの控除額を上記の算式で計算し、合計します(70,000円が限度)。	年間の払込保険料	控 除 額	15,000 円以下	払込保険料の全額	15,000 円超 40,000 円以下	払込保険料× 1/2 + 7,500 円	40,000 円超 70,000 円以下	払込保険料× 1/4 + 17,500 円	70,000 円超	一律 35,000 円	年間の払込保険料	控 除 額	12,000 円以下	払込保険料の全額	12,000 円超 32,000 円以下	払込保険料× 1/2 + 6,000 円	32,000 円超 56,000 円以下	払込保険料× 1/4 + 14,000 円	56,000 円超	一律 28,000 円
年間の払込保険料	控 除 額																				
15,000 円以下	払込保険料の全額																				
15,000 円超 40,000 円以下	払込保険料× 1/2 + 7,500 円																				
40,000 円超 70,000 円以下	払込保険料× 1/4 + 17,500 円																				
70,000 円超	一律 35,000 円																				
年間の払込保険料	控 除 額																				
12,000 円以下	払込保険料の全額																				
12,000 円超 32,000 円以下	払込保険料× 1/2 + 6,000 円																				
32,000 円超 56,000 円以下	払込保険料× 1/4 + 14,000 円																				
56,000 円超	一律 28,000 円																				
地震保険料控除 (保険会社などから発行される控除証明書が必要です。)	(1) 地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の払込保険料</th><th>控 除 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下</td><td>払込保険料× 1/2</td></tr> <tr> <td>50,000 円超</td><td>一律 25,000 円</td></tr> </tbody> </table> (2) 旧長期損害保険料(保険期間が10年以上のもので、満期返戻金等のあるもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の払込保険料</th><th>控 除 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下</td><td>払込保険料の全額</td></tr> <tr> <td>5,000 円超 15,000 円以下</td><td>払込保険料× 1/2 + 2,500 円</td></tr> <tr> <td>15,000 円超</td><td>一律 10,000 円</td></tr> </tbody> </table> 【上記(1)と(2)の双方の保険契約を有する場合】 (1)と(2)で計算した金額の合計額(控除限度額25,000円) ※ある1つの損害保険契約等又はある1つの旧長期損害保険契約等が上記の(1)、(2)の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか1つの契約に該当するものとして控除額を計算します。	年間の払込保険料	控 除 額	50,000 円以下	払込保険料× 1/2	50,000 円超	一律 25,000 円	年間の払込保険料	控 除 額	5,000 円以下	払込保険料の全額	5,000 円超 15,000 円以下	払込保険料× 1/2 + 2,500 円	15,000 円超	一律 10,000 円						
年間の払込保険料	控 除 額																				
50,000 円以下	払込保険料× 1/2																				
50,000 円超	一律 25,000 円																				
年間の払込保険料	控 除 額																				
5,000 円以下	払込保険料の全額																				
5,000 円超 15,000 円以下	払込保険料× 1/2 + 2,500 円																				
15,000 円超	一律 10,000 円																				

項 目	控 除 額																																																																								
ひとり親・寡婦控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者の方・30万円 上記以外の寡婦の方(前年の合計所得金額が500万円以下の場合に限ります。)……………26万円																																																																								
勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合(前年の合計所得金額が75万円以下の者)……………26万円																																																																								
障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき……………26万円 特別障害者については……………30万円 うち同居の特別障害者については……………53万円 介護保険で要介護認定等(要支援2及び要介護1～5)を受けている65歳以上の本人(以下「介護認定者」という。)又は介護認定者を扶養している方は、介護認定者が障害者手帳等の交付を受けていなくても障害者控除を受けることができます。この控除を受ける場合は、各市区町村長が発行する「障害者控除対象者認定書」を持参してください。岩沼市の認定書の交付申請は令和7年1月下旬からです。 問合せ先 健康福祉部介護福祉課(岩沼市総合福祉センターiあいプラザ内) ☎24-3016(直通)																																																																								
配偶者控除・配偶者特別控除	<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">納税義務者(扶養する人)の合計所得金額</th><th colspan="3" rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">納税義務者(扶養する人)の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td rowspan="9">配偶者控除</td><td rowspan="9">48万円以下</td><td>配偶者が70歳未満</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td rowspan="9">配偶者特別控除</td><td>48万円～100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>配偶者が70歳以上</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td><td>100万円超～105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td colspan="7" rowspan="7">※納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。</td><td>105万円超～110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超～115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超～120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超～125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超～130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超～133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額			納税義務者(扶養する人)の合計所得金額			配偶者の合計所得金額			納税義務者(扶養する人)の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	48万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除	48万円～100万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	※納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。							105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額					納税義務者(扶養する人)の合計所得金額						配偶者の合計所得金額			納税義務者(扶養する人)の合計所得金額																																																											
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																	
配偶者控除	48万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除	48万円～100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																															
		配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円		100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																															
		※納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。							105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																													
									110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																													
									115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																													
									120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																													
									125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																													
									130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																													
									133万円超	0円	0円	0円																																																													
扶養控除	扶養親族が16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満の場合1人につき……………33万円 扶養親族が19歳以上23歳未満(特定扶養親族)には1人につき……………45万円 扶養親族が70歳以上の場合(老人扶養親族)には1人につき……………38万円 納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している扶養親族が70歳以上の場合(同居老親等扶養親族)には1人につき……………45万円																																																																								
基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下……………43万円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下……………29万円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下……………15万円 合計所得金額が2,500万円超……………0円(適用なし)																																																																								

○申告に関する問合せ先

- ・所得税の確定申告や合同会場に関すること / 仙台南税務署 ☎ 022-306-8001 (代表)
- ・市民税・県民税の申告に関すること / 岩沼市民民経済部市民・税務課市民税係 ☎ 0223-23-0291 (直通)

令和6年分 給与所得の計算方法と公的年金等に係る雑所得の計算表

■給与所得

A 給与等の収入金額			円
申告書「1収入金額等」の「給与」			力欄に金額を転記してください。
A の 金 額		給 与 所 得	
～	550,999円		0円
551,000円	～ 1,618,999円	A-550,000	円
1,619,000円	～ 1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円	～ 1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円	～ 1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円	～ 1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円	～ 1,799,999円	A ÷ 4	B × 2.4 + 100,000 円
1,800,000円	～ 3,599,999円	(千円未満の端数切捨て) B	B × 2.8 - 80,000 円
3,600,000円	～ 6,599,999円	,000円	B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000円	～ 8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000	円
8,500,000円	～	A - 1,950,000	円

※ Aを上記の表に当てはめて計算し、算出された給与所得の金額を申告書の「2所得金額」の「給与」(6)欄に転記してください。

■公的年金等(雑所得)

C 公的年金等の収入金額			円
申告書「1収入金額等」の「雑・公的年金等」			キ欄に金額を転記してください。
区分	C の 金 額		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額
			1,000万円以下
昭和35年1月2日以後に生まれた方	～	600,000円	0円
	600,001円	～ 1,299,999円	C-600,000円 円
	1,300,000円	～ 4,099,999円	C × 0.75 - 275,000円 円
	4,100,000円	～ 7,699,999円	C × 0.85 - 685,000円 円
	7,700,000円	～ 9,999,999円	C × 0.95 - 1,455,000円 円
	10,000,000円	～	C - 1,955,000円 円
昭和35年1月1日以前に生まれた方	～	1,100,000円	0円
	1,100,001円	～ 3,299,999円	C - 1,100,000円 円
	3,300,000円	～ 4,099,999円	C × 0.75 - 275,000円 円
	4,100,000円	～ 7,699,999円	C × 0.85 - 685,000円 円
	7,700,000円	～ 9,999,999円	C × 0.95 - 1,455,000円 円
	10,000,000円	～	C - 1,955,000円 円

※ Cを上記の表に当てはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書の「2所得金額」の「雑・公的年金等」(7)欄に転記してください。

例：昭和35年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)で、年金収入が3,400,000円の場合
 $3,400,000円 \times 0.75 - 275,000円 = 2,275,000円$ となります。

※ 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は、控除額が異なります。

■所得金額調整控除…以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合
 - 特別障害者に該当する
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
 所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%
- 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
 所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円) - 10万円)

令和7年度 市民税・県民税 申告書

岩沼市長殿 提出年月日			現住所		業種又は職業	
			1月1日現在の住所		電話番号	
			フリガナ			
年	月	日	氏名		個人番号	
			生年月日	大・昭平・令	世帯主の氏名	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(13) 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料				
			円				
	合計						
	新生命保険料の計		旧生命保険料の計				
(15) 生命保険料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計				
	円		円				
	介護医療保険料の計						
	円						
(16) 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計				
	円		円				
(17) 寡婦控除 ひとり親控除、 勤労学生控除		(18) ひとり親控除 (学校名)					
(20) 障害者控除	1	カナ 氏名 個人番号	障害の程度	度級			
	2	カナ 氏名 個人番号	障害の程度	度級			
	(21)～(22) 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者		生年月日	大・昭平			
			配偶者の合計所得金額	円			
(23) 扶養控除	1	カナ 氏名 個人番号	生年月日	明・大・昭平	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	2	カナ 氏名 個人番号	生年月日	明・大・昭平	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	3	カナ 氏名 個人番号	生年月日	明・大・昭平	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	4	カナ 氏名 個人番号	生年月日	明・大・昭平	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	1	カナ 氏名 個人番号	生年月日	平・令	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	2	カナ 氏名 個人番号	生年月日	平・令	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	3	カナ 氏名 個人番号	生年月日	平・令	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	16歳未満の扶養親族 (控除対象外)						
	別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除の合計				

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
雑		公的年金等	キ		
		業務	ク		
		その他	ケ		
総合譲渡		短期	コ		
		長期	サ		
		一時	シ		
2 所得金額	事業	営業等	(1)		
		農業	(2)		
		不動産	(3)		
		利子	(4)		
		配当	(5)		
		給与	(6)		
	雑		公的年金等	(7)	
			業務	(8)	
			その他	(9)	
			合計 (7)+(8)+(9)	(10)	
		総合譲渡・一時	(11)		
		合計	(12)		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		(13)		
	小規模企業共済等掛金控除		(14)		
	生命保険料控除		(15)		
	地震保険料控除		(16)		
	寡婦、ひとり親控除		(17)～(18)		
	勤労学生、障害者控除		(19)～(20)		
	配偶者(特別)控除		(21)～(22)		
	扶養控除		(23)		
	基礎控除		(24)		
	(13)から(24)までの計		(25)		
雑損控除		(26)			
医療費控除		区分 □	(27)		
合計 (25)+(26)+(27)		(28)			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・都道府県民税の納税方法

☐ 給与から差し引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(26) 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
(27) 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円
	円		円

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給 円	勤務 日数	月 収 円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与 等				円
合 計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話 番 号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円	青色申告特別控除額 円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額 円	必要経費 円
		・		
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収 入 金 額 円	必 要 経 費 円	差 引 金 額 (収入金額－必要経費) 円	特 別 控 除 額 円	所 得 金 額 (差引金額－特別控除額) 円
総合譲渡	短 期				イ	
	長 期				ロ	
一 時					ハ	
				ニ 合計イ + [(ロ+ハ) × 1/2]		

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のニに記入してください。
右のニの金額を表面の(11)の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

1	カナ 氏名	続柄	生年月日	大・昭 平	専従者給与 (控除)額	
	個人 番号					
2	カナ 氏名	続柄	生年月日	大・昭 平	専従者給与 (控除)額	
	個人 番号					
3	カナ 氏名	続柄	生年月日	大・昭 平	専従者給与 (控除)額	
	個人 番号					
	所得税における青色申告の承認の有無			承認あり・承認なし		合計額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
☐ 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	カナ	個人 番号	住所
	氏名		
2	カナ	個人 番号	住所
	氏名		
3	カナ	個人 番号	住所
	氏名		

14 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象外以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。
ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

カナ	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
氏名					
個人番号					

令和7年度 市民税・県民税申告書記載要領



申告書記入時に、こちらの記載要領と記入例を参考にしてください。

令和7年1月2日以降の異動による住所 ① 令和7年1月2日以降の転居により、住所異動がある方は、新住所を記載してください。	寡婦、ひとり親、勤労学生控除 寡婦控除…下記の「ひとり親」に該当しない方のうち子以外の扶養親族を持つ夫と死別・離別した人、扶養親族がおらず夫と死別した人で、合計所得金額が500万円以下の方 ひとり親控除…婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子ども(前年の総所得金額等が48万円以下)がいる単身者のうち、合計所得金額が500万円以下の方 勤労学生控除…高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校などの学生、生徒で令和6年中に自分の勤労で得た所得を有し、その合計所得金額が75万円以下であり、そのうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下である方
収入金額等 ② 収入金額等は令和6年中の収入金額もしくは収入が確定した金額を記入してください。 ※所得の各内容について、以下の所得の種類と所得金額の計算方法を参照してください。 ※給与所得及び公的年金等は、6ページの計算表を使って計算してください。	同居老親等・障害者 ③ 同居老親等…扶養親族の中で昭和30年1月1日以前に生まれた方がいる場合には同居別居の欄の同居・別居いずれかに☑を付けてください。(同居老親等以外扶養控除38万円・同居老親等扶養控除45万円)
必要経費 ④ 必要経費は収入を得るために要した経費を計算して記入してください。	④ 障害者…障害者の程度を記入してください。障害の等級が1級(身体は2級を含む)の方は特別障害者として30万円、同居の場合は53万円の控除を受けることができます。
所得から差し引かれる金額 ⑤ 所得から差し引かれる金額(所得控除)については、4～5ページに内容が記載してありますので御参照ください。	事業専従者に関する事項 ⑥ 事業所得等を計算する際に専従者控除を受けた場合に記載する欄です。専従者とは6か月以上事業等に専従している方をいいます。
配偶者控除・扶養控除 ⑦ あなたと生計を一にする配偶者その他の親族などのうち合計所得金額が48万円以下の配偶者や扶養親族がいる場合に記載してください。	
16歳未満の扶養親族 ⑧ あなたと生計を一にする親族で0歳から15歳までで、合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合に記載してください。	

※ 配偶者控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族等の申告の際にマイナンバーの記載が必要になりました。

■所得の種類と所得金額の算出方法

所得の種類	所得金額の算出方法
利子所得 公社債、預貯金等の利子など	収入金額＝利子所得の金額
配当所得 株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子＝配当所得の金額
不動産所得 地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事業所得 事業をしている場合に生ずる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給与所得 サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
退職所得 退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額
山林所得 山林を売った場合に生ずる所得	収入金額－必要経費－特別控除＝山林所得の金額
譲渡所得 土地などの財産を売った場合に生ずる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
一時所得 生命保険や損害保険の満期返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額
雑所得 公的年金等、ほかの所得に当てはまらない所得	収入金額－必要経費＝雑所得の金額

※ この手引の記載内容の所得金額、控除額等は全て現行法によるものです。

税制改正による変更など、最新情報は市ホームページをご確認ください。

(令和6年12月1日時点)